

氏名(本籍)	あさのやすこ 浅野康子(茨城県)		
学位の種類	博士(国際政治経済学)		
学位記番号	博甲第6368号		
学位授与年月日	平成25年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人文社会科学研究科		
学位論文題目	Varieties of Privatisation: Institutions and 'Neoliberal' Economic Reform in the UK, Japan and France (民営化の多様性：英日仏における「新自由主義的」な経済改革と制度)		
主査	筑波大学教授	Ph.D. (国際関係)	赤根谷 達 雄
副査	筑波大学教授	博士 (経済学)	田 中 洋 子
副査	筑波大学准教授	博士 (法学)	近 藤 康 史
副査	北海道大学教授	Ph.D. (現代ヨーロッパ研究)	鈴 木 一 人

論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、民営化政策の分析を通して、比較政治経済学における重要なテーマとなっている、グローバル化や国際的な要因が各国の政治経済に与える影響を理論的、実証的に考察したものである。従来、政治学における民営化についての先行研究では、イデオロギー的、制度的、国際的な要因が民営化政策に影響を与える、と指摘されてきた。特に、政策の収斂を促す国際的な圧力が強まるにつれて、イデオロギー的、制度的要因の影響力が弱まっていると指摘されてきた。しかし、国際的な圧力にも関わらず、各国の民営化政策が一樣に進んでいるとは言えない。本論文では、「資本主義の多様性」論 (Varieties of Capitalism) を導入することで、先進工業諸国の「民営化の多様性」がなぜ、そしてどのように生じるのかを体系的に説明することを試みている。論文の構成は、以下のとおりである。

CHAPTER 1 PRIVATISATION AND THE VARIETIES OF CAPITALISM

CHAPTER 2 CORPORATE FINANCE AND GOVERNANCE IN THE UK, JAPAN AND FRANCE

CHAPTER 3 PRIVATISATION...OF WHAT KIND?: PREFERENCES AND CLASS CONFLICT IN THE UK, JAPAN AND FRANCE

CHAPTER 4 CORPORATE GOVERNANCE AND PERFORMANCE OF PRIVATISED COMPANIES

CONCLUSION

以下、順に、各章の概要を説明すると、第1章では、まず、先行研究には民営化の多様性に関する体系的な説明と分析が欠けていることが指摘される。そして、民営化の多様性を分析するための枠組として、資本主義の多様性論が導入される。分析枠組みの構築に当たっては、「自由市場経済」と「調整型市場経済」の類型を提示したホールとソスキス (Peter A. Hall and David W. Soskice) の論考に加え、「混合型市場経済」を提示したモリーナとローズ (Oscar Molinar and Martin Rhodes) の研究などが参照される。その上で、自由市場経済、調整型市場経済及び混合型市場経済を生み出す企業統治、技能形成、労使関係という3つの制度の違いに応じて、民営化政策に関するアクターの選好(仮説1)と、民営化された企業のパフォーマンスや行動(仮説2-4)が異なるだろうという4つの仮説が提示される。事例選択に際しては、ホールとソスキスが

指摘する経済制度の影響力を浮き彫りにするため、政治制度の違いができるだけ少ない大国、すなわち英日仏を選択したことが述べられている。

第2章では、まず、1980年代以降、先進諸国で公有企業の民営化が増加した背景として、(1)スタグフレーション、(2)財政赤字の増加、(3)保守・中道右派政権の誕生と新自由主義的な経済思想への傾倒、(4)サービス貿易の規制緩和があったことが指摘されている。英国では特に(1)(2)(3)が、日本では(2)と(3)が、フランスでは(1)から(4)のすべての要因が民営化政策の採用を促した。次に、英日仏の民間部門における企業金融と企業統治のパターンを明らかにしている。英国の企業統治システムが「株主モデル」の特徴を有するのに対し、日本はメイン・バンクや企業集団の影響力が強く、フランスは政府の影響力が強い「ステイクホルダー・モデル」であるということが示されている。

第3章では、「民営化企業の企業統治のあり方に関する政府と公有企業の経営陣の選好は、3つの資本主義の類型に応じて異なる」という仮説(仮説1)を検証している。分析に際しては、民営化に当たって株式公開される、規模の大きな公有企業を対象とし、英日仏で合計152件の売却案件を分析対象としている。分析の結果、英国では株主モデルの企業統治が好まれたのに対し、日仏ではステイクホルダー・モデルの企業統治が好まれたということが明らかにされている。英国では民間部門の企業統治モデルに従い、市場によるモニタリング機能を強化すべく、株式保有の分散を促すための様々な施策が講じられた。労働組合は1970年代まで強い影響力を持ち、政府に従業員持株を推進させる圧力となったが、それ以上の譲歩を得られなかった。日本では、民間部門のメイン・バンク・システムに従い、公有企業の経営陣やそのメイン・バンクなどが安定株主の形成を推進した。公的部門に対するスト規制により、労組の影響力は制約されたが、労働側は各企業における自らの影響力を通じて、従業員への株式配分などを獲得した。フランスでは、公的所有の範囲が広がった半面、市場による企業のモニタリング・システムが未発達であったこと、公共部門における労組の政治的影響力が強かったことから、政府と従業員の影響力が強い企業統治システムが形成されたことが説明されている。

第4章では、「民営化された企業のパフォーマンスや行動が3つの資本主義の類型に応じて異なる」という仮説(仮説2.4)を検証している。電気通信及び航空輸送部門の分析の結果、民営化された企業の収益性が英国で高いこと、それが日本やフランスの企業に比べて、より多くの人員削減によって支えられていることが明らかになった。また、株主や役員への利益分配にも国ごとに差異が見られ、特に役員報酬に関しては、電気通信及び航空輸送の両部門で英国企業が高い水準を記録していたことが確認された。

終章では、第4章までの分析結果をまとめた上で、本論文の民営化研究及び資本主義の多様性論への貢献として、以下の3点を指摘している。

第1に、既存の民営化研究に欠落していた、国ごとの民営化政策の違いに関する体系的な説明を提示している点である。本稿の分析は、イデオロギー的、国際的な要因が国レベルの経済制度に媒介されることにより、資本主義の3類型に応じた、異なるパターンの民営化政策をもたらすということを示している。

第2に、民営化政策の形成を「公有企業のガバナンスとパフォーマンスを向上させるための取り組み」として捉え直している点である。資本主義の多様性論によれば、民営化された企業のガバナンスとパフォーマンスを向上させるための効果的な方法は資本主義の類型に応じて異なる上、自由市場経済や協調型市場経済以外の経済では、民営化された企業のパフォーマンスの向上の余地が限られる可能性があることを示唆している。本稿の分析結果は、この仮説を部分的に支持するものであった。

第3に、本稿では、3つの資本主義の類型を生み出す経済制度が民営化政策に与える影響を分析した。混合型市場経済という第3の類型の理論的基盤の強化や、経済制度の影響力を検証していくことは、資本主義の多様性論の発展にとって重要であるが、本論文の分析は今後の研究の発展を促す、重要な基盤となる。

最後に、本論文で確認された英日仏の民営化政策の間の違いが、今後も持続するのかどうかについて考察

を行っている。今後財政赤字の削減などの理由で民営化の機運が高まった場合、民営化企業に対する政府の関与が少ない日本の方が、フランスよりも政府保有株式の売却が進み、英国型の民営化政策に接近していく可能性が高いと考えられることが指摘されている。

審査の結果の要旨

本論文は、「資本主義の多様性論」に依拠しつつも、先行研究では未だ行われていない「民営化政策」を分析の対象としてとりあげ、資本主義の類型を生み出す各国ごとの経済制度の違いが、民営化政策に及ぼす影響を分析している点で独創的な研究となっている。民営化政策の形成を「公有企業のガバナンスとパフォーマンスを向上させるための取り組み」と規定し、その観点から英国とフランス、日本の二つの産業分野（電気通信及び航空輸送部門）の民営化について、独自の実証分析を行っている。また分析モデルとして、「自由市場経済（Liberal Market Economies）」と「協調型市場経済（Coordinated Market Economies）」、そして「混合型市場経済（Mixed Market Economies）」という3類型を提出し、それぞれの類型を代表する英、日、仏の三カ国の実証分析に適用している。

本論文の学術上の意義と独創性は、以下の3点に要約される。第1に、本論文では、民営化にかんする既存の研究では十分考察されていない各国の民営化政策の差異について、包括的かつ体系的な説明・理解を提出している点である。本論文の分析は、イデオロギー的、国際的な要因が、各国ごとに異なる経済制度に媒介されることによって、資本主義の3類型に応じた、異なるパターンの民営化政策に帰結するという点を各国ごと、分野ごとの豊富な資料に基づいて明らかにしている。政策過程をも含んだ分析により、議論の説得性は増している。

第2に、「資本主義の多様性論」の通説的見解によると、民営化された企業のガバナンスとパフォーマンスを向上させるための効果的な方法は、資本主義の類型ごとに異なっている。また「自由市場経済」や「協調型市場経済」以外の経済システムでは、企業を民営化しても、パフォーマンス向上の余地は限られたものになる。本論文は、英、日、仏の二つの産業分野について、体系的な比較実証分析を行い、その結果に照らして、この仮説が部分的に支持されるとの発見を行っている。先行研究の通説的見解を豊富なデータに基づいて実証的に検証している点に、学術的貢献が認められる。

第3に、これまで研究が進んでいる「自由市場経済」や「協調型市場経済」とは異なる、「混合型市場経済」という第3の類型をモデル化し、実証に適用することで、新たな知見を生み出している。この「混合型市場経済」モデルについては、なお理論的精緻化の余地が残されているが、「資本主義の多様性論」の今後の発展にとって重要な一歩となりえるものである。

以上、本論文は、理論的、実証的に、既存の「資本主義の多様性論」に重要な貢献をなすものであり、その学術的貢献は高く評価される。

平成25年2月1日、人文社会科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（国際政治経済学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。